

香春町立小中学校再編推進審議会設置要綱

(目的)

第1条 香春町立小学校4校を1校，中学校2校を1校，それぞれ新設し，小中一貫教育学校も視野に入れた再編をするため，地域代表者並びに保育所(園)，幼稚園，小学校及び中学校保護者代表者並びに学校代表者が，町及び教育委員会と連携を図り，第2条に掲げる所掌事項について調査・審議し，学校再編を推進することを目的として，香春町立小中学校再編推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は，香春町教育委員会の諮問に応じ，次に掲げる事項について，調査・審議し，答申する。

- (1) 小学校4校を1校，中学校2校を1校，それぞれ新設し，小中一貫教育学校も視野に入れた施設整備に関する事。
- (2) 校名，校章，校旗，校歌，校則及び校訓等に関する事。
- (3) 通学路の整備に関する事。
- (4) 制服及び体操服等に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，審議会が必要と認める事項に関する事。

(委員)

第3条 審議会は，委員11人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各小学校区の行政区長等の代表者4人のうち2人
- (2) 各小・中学校PTA代表者6人のうち2人
- (3) 各保育所(園)保護者会代表者5人のうち1人
- (4) 幼稚園保護者会代表者 1人
- (5) 小・中学校長6人のうち香春町立小中学校再編推進専門部会長3人
- (6) 福岡県教育委員会の職員 1人
- (7) 学識経験者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし，選出団体からの承認があれば，再任することができる。

2 欠員が生じた場合の任期は，前任者の残任期間とする。

3 第2条の所掌事務がすべて完了したときは，任期中であっても委員としての任期は終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、会長が議長となり議事を進行する。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査・検討させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門部会の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査・検討が終了するまでとし、欠員が生じた場合の補充委員は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会学校再編準備室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年香春町教育委員会要綱第8号)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。